

農泊推進事業及び人材活用事業委託業務  
発注候補者選定に係る実施要領

平成30年11月26日  
仙北市農山村体験推進協議会

(趣旨)

第1条 「農泊推進事業及び人材活用事業」を公募型プロポーザル方式(以下、「プロポーザル」という。)により委託候補者を選定する場合の手続きについて、仙北市プロポーザル方式の手続きに関する要綱(以下「手続要綱」という。)を参照する。

(選定委員会)

第2条 委託候補者の決定は、「農泊推進事業及び人材活用事業」発注候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行うものとし、審議事項は別に定める。

(審議事項)

第3条 前条の審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審議
  - ア 実施要領の決定
  - イ 企画提案公募要領の決定
  - ウ 公募に関する庶務についての決定
  - エ 提案書の作成に関する決定
  - オ 提案書の評価方法・評価基準の決定
  - カ その他必要と認めるもの
- (2) 委託候補者の特定に関する審査
  - ア 提案書の評価
  - イ 委託候補者の特定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(日程)

第4条 プロポーザルの実施日程は、次のとおりとする。

- (1) 第1回目選定委員会 平成30年11月26日(月)
- (2) 公募開始 平成30年11月26日(月)
- (3) 参加意向申出書受付 平成30年11月26日(月)から平成30年12月7日(金)正午まで
- (4) 質問書受付 平成30年11月26日(月)から平成30年12月7日(金)正午まで
- (5) 質問回答 平成30年12月7日(金)まで順次
- (6) 提案書受付 平成30年11月26日(月)から平成30年12月10日(月)正午まで

(7) 参加資格確認結果通知・提出要請書の送付 平成30年12月7日(金)まで順次

(8) 第2回目選定委員会 平成30年12月11日(火)

(9) 選考結果通知 平成30年12月11日(火)

(10) 契約開始 平成30年12月中旬(予定)

(参加資格)

第5条 プロポーザルの参加資格は、次の要件すべてを満たす者とする。

(1) 所在地 不問

(2) その他の条件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更正法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きをしている者でないこと。

ウ 団体又は代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、会長が契約の相手方としてふさわしくない者と認める者でないこと。

エ 国または仙北市との契約に関して指名停止を受けている期間でないこと。

オ 国、地方公共団体において、同一又は類似の委託業務の実績があること。

カ 十分な事業実施体制を保有しており、迅速且つ具体的な打ち合わせ及び連絡調整が行えること。

(提案書提出を求める者の候補者)

第6条 提案書の提出を求める者の候補者は、参加資格を満たすと考えられる者を選定委員会が指名する。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

(1) 業務実績

(2) 委託予定業務の実施方針

(3) 委託予定業務の具体的な提案

(4) 業務見積書

(5) その他事業毎の提案書作成要領に示される事項

(評価)

第8条 委託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実績等

(2) 業務実施方針、業務実施方法の妥当性・実現性

(3) 提案内容の妥当性・実現性

(4) その他必要な事項

2 提案の評価は選定委員会において、前号に基づく審査を行ったうえで、もっとも優秀な提案を行っ

た事業者を選定する。

なお、提案書の内容については必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

3 提案者の評価結果は、その提案をした者に遅滞なく通知する。

(委託候補者の特定)

第9条 提出された提案書類に対する評価点数が最も高い者を委託候補者とする。

2 提出者が1者であっても、定められた手続に従って審査・評価し、その結果が委託候補者として妥当であると選定委員会に認められた場合、この者を委託候補者とすることができる。

3 前1項により特定された委託候補者と契約するまでに至らなかった場合、次点の者を新たな委託候補者とすることができる。

(評価結果の通知)

第10条 第8条第3項により特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面により理由の説明を求めることができる。この場合、書面は本会が通知を発送した日の翌日から起算して7日が経過する日の午後5時までに選定委員会事務局に提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本会が書面を受領した日の翌日から起算して7日が経過する日までに説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。